



平成22年3月26日
国土交通省

沖縄県における外国籍船での沿岸輸送について

今般、沖縄県より、沖縄が日本本土から地理的に遠く、大消費地等への製品出荷等で輸送コストが大きな制約要因となっており、企業立地が進まないことから、沖縄振興特別措置法に規定された「特別自由貿易地域」及び「自由貿易地域」に立地する企業が扱う貨物に関して、外国籍船による沖縄県と本土との間の沿岸輸送、いわゆるカボタージュの規制緩和の構造改革特区提案がありました。

これに関しましては、沖縄県の地理的特殊性及び沖縄振興特別措置法に規定された「特別自由貿易地域」及び「自由貿易地域」制度の趣旨等を踏まえ、両地域に立地する企業が扱う貨物については、両地域と本土間との外国籍船による輸送を特別に認めることと致します。

なお、本措置は、構造改革特区としてではなく、あくまでも沖縄の「特別自由貿易地域」及び「自由貿易地域」に限定した特例措置として、船舶法第3条に基づく国土交通大臣の特許として実施致します。

また、認める対象は、日本の船舶運航事業者（外航海運事業者）が運航する外国籍船または二国間の相互主義に基づく外国籍船に限定致します。

注：カボタージュとは、国内安定輸送の確保等の観点から、自国内での貨物・旅客の輸送を自国籍船に限るものであり、広く国際的な慣行となっている制度です。我が国では船舶法第3条に規定されています。

以上

| | | |
|--|--------------------|-------------|
| 問い合わせ先 国土交通省海事局外航課 | 総括課長補佐 課長補佐 | 庄司 角（つの） |
| 代表番号 03-5253-8111 直通番号 03-5253-8618 | (内線 43-302、43-312) | |

自由貿易地域・特別自由貿易地域

(1) 概要

沖縄振興特別措置法に規定する関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制・金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するため、全国において沖縄県にのみ指定された地域。

(2) 地域指定、条件、機能

(地域指定)

主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）が、沖縄県知事の申請に基づき、自由貿易地域及び特別自由貿易地域を指定し、課税の特例等の措置を講ずることにより、産業及び貿易の振興を図る。

(指定条件)

- 自由貿易地域：
 - ・沖縄の産業と貿易を盛んにするために必要な地域
- 特別自由貿易地域：
 - ・企業の立地が進んでいない地域
 - ・決められた規模以上の面積がある地域
 - ・ある程度の従業員を雇用できる企業を集めることで沖縄の産業と貿易が盛んになる地域

(指定状況)

| | 自由貿易地域 | 特別自由貿易地域 |
|--------|--------------|------------------------|
| 指定面積 | 約 2.7ha | 約 122.4ha |
| 位置 | 沖縄県那覇市 | 沖縄県うるま市 |
| 設置・管理者 | 沖縄県 | 沖縄県（（財）沖縄県産業振興公社に管理委託） |
| 立地企業数 | 15社（H21.4現在） | 23社（H22.1現在） |



カボタージュについて

- 自国海運業・自国船員の維持、国内安定輸送の確保等の観点から、自国内の物資又は旅客の輸送は原則として自国籍船に限ることが国際的な慣行となっており、主要海運国において維持されている制度。我が国においては船舶法3条に規定されている。

(船舶法(明治三十二年法律第四十六号))

第三条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

- 船舶法第3条のいう国土交通大臣の特許の審査基準は以下のとおり。

(特許の審査基準)

- 当該沿岸輸送が、我が国における安定輸送の確保等の観点から支障を生ずるものではないこと。
- 日本の海上運送事業者による物品又は旅客の輸送に支障を生ずるものではないこと。

- 具体的には、以下のいずれかのものには特許により沿岸輸送を認めることとしている。

○外航輸送の一部と考えられるもの(※)であって、本邦事業者が運航する外国籍船で輸送するもの

○外航輸送の一部と考えられるもの(※)であって、二国間の通商航海条約による相互主義に基づくもの

○空コンテナの輸送等の商業活動と見なさないもの

(※)通し船荷証券を具有する貨物を海外からの/海外への輸送の一部として沿岸輸送を行うものであって、当該沿岸輸送に係る追加的な料金の徴収を行わないもの